

第6回社会福祉サービスのあり方検討会 議事録

発言者	内 容
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1の1ページ1番の背景について、今までの社会福祉法人は、基本的に第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び分野別に事業を行っているが、地域に欠かせない部分の役割を果たしていくことをしっかりと書いていただきたい。 ・2ページの中頃(2)の社会福祉法人の課題の部分について、「内部留保」という言葉が気になる。前回の意見にもあるように、内部留保の目的との関係が問題になっているということを書き書いていただきたい。 ・2ページの最後の行の「小規模法人が取り組みやすくなるような仕組み」という表現について、法人の主体的な工夫といったような表現も加えてもよいのではないか。 ・3ページのニーズの把握対応について、5ページの冒頭にニーズに応じた他機関との連携というところとも関係するが、地域に出て地域課題やニーズを把握した後、それをどのようにネットワークとしてつなぐか、行政との共同ということも大事。また民間の社会資源、住民とのネットワークということも加えたらどうか。 ・5ページの人材確保育成について。介護の分野では介護福祉士を中核とする取り組みが国の方向性として出ている一方、現場では、資格を持たない多様な担い手が参入してくることも記入してあるが、社会福祉法人の役割として、国家資格を持つような高度な専門職の事業所における役割を明確にすることが弱かった。非専門職あるいは準専門職の方が参入してくるときに、国家資格保持者のような高度な専門職の、事業所における役割を明確にしていくようなことも加えた方がよいのではないか。 また、それと併せて、キャリアデザイン、キャリア形成の道筋を、事業所として、社会福祉法人として取り組むべきである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・とりまとめをどう活用していくか、社会福祉法人で働いているスタッフにどのように周知し、理解を進めるかがこれからの課題。 ・現場で働く人たちは、目の前にいる利用者のことが中心となり、地域というものが見えていない現実のなかで、とりまとめの内容をしっかりと周知をして理解をし、社会福祉法人の役割を改めて考えていく必要がある。 ・京都府老人福祉施設協議会における施設長研修において活用し、学び合いが出来れば、この検討会でとりまとめたことが生きてくるのではないかと。 ・社会福祉法人は、元々は非常に縛りが強く、独自で行うことがあっても、定款に記載がないなど縛りをかけられた。

関係団体	<p>民間は、そこは自由に行うことができたので、そのあたりをしっかりと理解してほしい。何かNPOが素晴らしい地域貢献を行っていて、社会福祉法人はそれに遅れているという感覚では、社会福祉法人で働く我々自身が良くないと思う。そのあたりをしっかりとこれからの育っていくスタッフにも伝えていきたい。</p>
	<p>・5年前ほど前に、社会福祉法人の内部留保が3.1億円という話とキャノングローバル戦略研究所の松山氏のコメントが日本経済新聞に掲載された。内部留保には将来的な費用も含まれており、内部留保というのは、記事で掲載されているようなものではないということ、非課税の団体のなかで社会福祉法人とはどういう存在かをもっときちんと主張すべきだった。そのあたりから社会福祉法人の風当たりが大変強くなった。</p> <p>・私の父が寺の片隅で保育園を開いたのが20年代であるが、これは、ある意味で地域共生社会のモデルだと思う。</p> <p>元気な大人達は敗戦後の復興にまわり、こども達は取り残された。それを境内の一部でこども達を養い、誰ともなく食べ物を持ち寄って、こども達を大きくしてきた。いまさら寄附した側の地域の共生のあり方に言及しなくても、私どもの保育園は、もともと地域の中での共生の本筋を歩いてきたものだと確信している。もっと大らかに構えたら良い。</p> <p>・資料1の6ページについて、認証取得していない法人、認証取得をした法人及び先駆的モデル的な取り組みを積極的に実施する法人に対する支援については差別化も必要ではないかとの記載があるが、全てのこども、全ての人々を対象にした私どもの社会福祉の考え方からすると、差別的なことを行うというのは全くナンセンスである。</p>
	<p>・保育所の事業は規模の小さいところが多く、一施設一法人のところが多い。今回の社会福祉サービスのあり方の見直しの中では、どちらかというとな包括的・総合的な取り組みができる法人を強化して、社会福祉の担い手として推し進めていこうというような傾向があるが、一施設一法人や小規模のところは、取り組みがどうしても後手に回る傾向が出やすいところが危惧される。</p> <p>・そういう意味では、今回のとりまとめの中で、小規模法人や一施設一法人の取り組みについても、しっかり奮発をしてやっていかなければならないということも入っているのがありがたい。</p> <p>・ただ、例えば京都には社会福祉法人が500程あると思うが、その多くが規模の小さい法人だということも、しっかり念頭において、とりまとめを作成していただきたい。多くの事業主体が、この取り組みにしっかりと関わって、進んでいけるような方向性は、理解して頂きたい。</p>

関係団体

・社会福祉法人と事業所を多面的に活用して、事業所のある身近な地域の困り事に対し、できるだけ応えていき、地域ニーズにダイレクトに繋がっていくことにより、福祉の事業所の有用化を感じてもらえたらと思う。

そういう行動が求められているということは、福祉資源の有効活用という視点からも、我が国の財政・人口動態及び福祉の担い手不足という社会状況の面からも、必然的な流れになっていくと思われる。

・福祉の生産性・独自性が昨今また言われるようになったが、私は、福祉とテクノロジーという結びつきが必要だと考えている。広く浅く、福祉のニーズに応えていくという視点は大事だと思うが、福祉の原点は、それぞれの得意分野における専門性の深化だと思う。

・本来福祉に求められているのは、誰のための何のための事業であるかについても、一般市民が信頼して評価することが一番だと思う。

・地域の中に、様々な理由で生活の困難さを抱えている人がたくさんいる。そのような人が一人いることで、家庭の崩壊や様々な形で地域に影響しており、それに専門性で応えていくことは必要。広く浅くという社会要請はわかるが、そういうことに対して、専門性が応えてケアをする、本来業務の質を向上させていくことが根本になければならないと思っている。

・資料2の2ページ目の「(2) 国の動き」の「ア 社会福祉法人の運営等の課題」において、特別養護老人ホーム1施設当たり平均 3.1 億円の内部留保という表現がある。これが現実はどうであったのかがきちんと触れられていない。現実についてきちんと表現できていないといけないし、そうしないのであれば3.1億円という具体的な数字ではなく「内部留保等について」という表現にされたい。

数字は一人歩きするので、このとりまとめに「3.1億円」という数字が書かれると、誤解を招きかねない。

現況報告書については、一生懸命事業を行っているのに、現況報告書にきちんと記載していなかったところもあるので、今後、現況報告書の作成について、さらに精度を高めることが必要だ。「財務諸表」という言い方は「計算書類」という言い方に変わったので改められたい。

8ページの「 $+ \alpha$ 事業」の自主的な推進について、「 $+ \alpha$ 」という表現でよいのか。「 $+ \alpha$ 」というと、付け足しとか余分というような小さなものであるかのような印象があるので、上手な表現をされたい。

9ページに、「地域ニーズには「地域での安心・安全の向上」・・・」や災害対策について書いているが、災害対策の問題は別項目を立てて、社会福祉法人の役割として、明確にしていきたい。

・地域共生社会を作っていく前提には、地元行政が必ず入ってくる。行政を外しての連携は、地域共生社会の推進にはない。社会福祉法人が積極的に役割を担っていかな

ければいけないが、地元住民かつ行政との連携というところをしっかりと表現する必要がある。

・京都市社会福祉施設連絡協議会は、保育園連盟、市老協、知的障害者福祉施設協議会、様々な種別の組織の協議体なので、これまでどのような地域公益取組にしても、地域公益事業にしても、施設組織として、また、連合組織として、社会福祉法人の公益的取り組み、公益事業を広げていくことを組織として検討し、やってきている。

そういう組織が実際あるわけだから、社会福祉法人の公益的な取り組みをすすめるにあたって、種別組織が連合した施設組織としての役割というのがどういうものがあるのか、もう少し具体的に示していただくと、ありがたい。

今、改正社会福祉法が施行され、それぞれ地域共生社会を作っていくのに、自分たちの分野だけではなくて、保育であると、子どもの子育てを子どもの分野だけでなく、例えばその家族が持っている生活問題であるとか、そういったところでアプローチしていかなければならないし、その中には高齢者問題を抱えているかもしれないし、障害のある人の問題を抱えているかもしれないので、そういう広い視野を施設職員はもっていかなければならない。

そのためには、それぞれの種別の組織が関わる中で、どのような生活課題とか、福祉ニーズがあるのかを把握して、どういう部分で、例えば課題を感じているのかとか、それぞれの例えばソーシャルワーク的な機能がそれぞれの施設組織にあるとしたら、どんなことをやっておられるのか、実際に交流して、お互い知り合うような取り組みを進めていくということから一步を踏み出していこうか、というような意見交換を行っている。

・自分たちの施設の対象となる分野というか、領域だけで、物事を考えるべきでなくて、総合的に考えていくという、そういう視点をもっていけるような職員をどういう風に育てていくのかということは、施設連絡協議会としての役割としてひとつあるかなという風には思っている。

・施設種別の組織で言うと、社会福祉法人だけではなくて、その経営主体、例えばNPOであったり、いろんな経営主体が種別の組織の中にはある。社会福祉法人だけを念頭において、公益的取り組みを進めていくということではなくて、NPOとかそういう多様な経営主体を巻き込みながら進めていくような公益的な取り組みというのを支援していくというか、調整していくというか、そういうような機能も私たちにはあるのかと思っているので、そのへんのことをちょっと視点を広げて触れて頂けるとありがたい。

・本検討会を含め、なぜ平成28年に社会福祉法の改正があったかについて、再度しっかりと伝える必要がある。

つまり旧社会福祉事業法が制定された昭和26年当時は、社会福祉法人は、目の前にいる支援が必要な人に対して事業をしてきたが、時間の経過とともに介護、障害及び保育の各種別の制度が制定され、それが深化していく中で、自らの専門性をあげて

関係団体

いくことが、社会福祉法人の存在意義を見いだすものだととらえてきた。平成 28 年の改正社会福祉法は、社会福祉法人として何をすべきかということ再度問われた法律だと思う。

・「+α 事業」つまり社会福祉法人としての事業で本来の役割なのだとすることを、再度問い直した頭出しの方がよいと思う。

・3.1 億円の内部留保の話については書くのは構わないが、福祉医療機構が公表したように、社会福祉充実残額が出ている法人は 10%弱ということが出たことは、はっきりと書いておくべきである。3.1 億円の内部留保があると言われていたが、実際に国の計算式によって、社会福祉充実残額の出た法人は 10%であったことも明確なので、きちんと書いておくべきである。

・地域における公益的な取組については、多くの社会福祉法人は大なり小なりやっているが、そのあぶり出しが出来ていない。現に現況報告書には 3 割か 4 割程度の記載しかできていないとなると、世間から見ると 30%の社会福祉法人しかやっていないと捕らえられるので、もっと積極的に自らの実施していることをアピールしていく必要がある。

・人材の確保と定着については、外国人の技能実習制度等が一人歩きしてしまっており、昨年の E P A でも全国で 671 名、1 都道府県当たり十数名しかいない。京都府で 14, 15 人の外国人材を取り合うよりも、各法人が地域に出て、地域の皆様に協力を働きかけていく方が、はるかに費用対効果大きい。そういうことは強調していくべき。

・社会福祉法人の中で新卒者をしっかりと確保出来ている法人は、新たな福祉課題にチャレンジしている法人である。南山城学園では、入職する際の学生のエントリーシートから見ると、卒論のうち 50%が貧困、D V 及び中間的就労をテーマとしている。つまり大学で新たな福祉課題を学んだ学生が関心を持って、その方面の事業を実施している法人に足が向くのは当然のことであり、社会福祉法人が、人材確保の点からしても、しっかりとそういう活動をしていけるかという所が大きな要素なのだろうと思う。

・人材の定着については、法人の思いをしっかりと伝え、処遇改善を行い、職場環境を整えていくとは言うまでもないが、実はなかなかしっかりと出来ていないところがあり、そこに立ち返らなければならない。

・共生社会という言葉が一人歩きしているが、この共生社会の実現には、社会福祉法人がこれまで取り組んできたことが、非常に通じる場所がある。しっかりと力を入れていく事によって、共生社会の実現には社会福祉法人が主導していくんだ、というような思いを持って我々は仕事していかなければならない。

・社会福祉法人は、地域公益活動などについてやっているが、やっている姿が見えて

<p>関係団体</p>	<p>こない、あるいは全くやっていない、だから本検討会が開催されて、社会福祉法人の地域公益活動、地域に向けての役割をきちんと明確化しなければならないということかと認識している。</p> <p>・逆に、新設の法人には、見せ方がわからないものもある。やっているのに見せられていないというのは、本当にもったいない話である。</p> <p>・京都市老人福祉施設協議会には、114の施設が入会している。設置100年ほどの歴史ある施設から設置後1年目の施設まで温度差があるが、やり方がわからない法人を、いろいろな角度から本協議会がサポートし、やり方がわかる法人が牽引していかなければならない。</p> <p>・京都府の福祉人材認証制度というのは、とても良い制度である。現在上位認証を受けている5法人が、認証法人においてさらに上位を目指す牽引役となるよう、5法人のDVDを作成するなどPRして、認証制度をうまく利用し質を上げていけばどうか。</p>
<p>利用者</p>	<p>・とりまとめ（案）は、全体的にわかりやすく書かれている。</p> <p>・社会福祉法人や社会福祉に関する情報は、主に新聞から知るところだが、処遇改善手当がどのように支給され、働く人にどう渡っているのかがよくわからない。</p> <p>・知り合いの専門職の方に、どういう形で処遇改善手当を支給されているのか聞いてみたところ、全くわからない。実質働いた分の賃金がこれだけで、うち今回の処遇改善手当は、これだけですというような明確な説明なしに給料をもらっているとのことであった。</p> <p>・働きたい施設・事業所として、給料の内訳を明確に説明することは必要。当NPO法人の給料が他の事業所よりも高かったので、転職を思いとどまったが、将来の展望が見えないので迷っていると言われたので、そういうことは明確にしていけないといけないと思った。</p> <p>・人材確保について、町がヘルパーの養成研修を開催しているが、養成しても小さな法人が受け皿として働いてもらうことは困難である。どういう方をターゲットにしたらいと思うかについては、子育て世代から子育てがやがて終わる世代の方が、次の自分の職として考えられておられる方がいるので、そういう方をターゲットにされたい。また高齢になっても働ける職場であることをアピールして働いてもらえるようにしたらどうかと考えている。</p> <p>フルタイムでは働くことができないが、1週間の中でも、この時間なら働くことができるという人も含めてターゲットにして養成をしていかなければ、養成研修をして</p>

利用者	<p>も、田舎では人が集まらない。</p> <p>資料2の8ページの人材確保・育成の部分について、「事業所と学生の意識のズレがある」と書いてあるが、学生だけではなく、「働く人」という表現も必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の就労そのものはよいことだとは思いますが、その方達が将来的に資格をとり、日本で働き続けられるような処遇をしていただきたい。単に当面の人手不足を解消するために雇うのはいけない。 ・情報発信について、最近ではインターネットは当然のように使われているが、地域は高齢化しているため、ネット社会とは全くかけ離れている。よって、紙媒体で情報を発信することも、とても大事だと思う。 <p>社会福祉法人で、おたよりを発行し、それを地域の中の回覧板で回して下さいというような要望があるが地域では回覧板を回せる人が少なくなってきた、回覧板を回すのに軽トラックに乗って回している人もいる。情報発信の方法も考えながら、自分達が行っていることを伝えていただきたい。単なる地域のお祭りにボランティアにきてくださいというだけではよくない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現については、障害を持った方々が働いておられたり、実現しているところは多数あるが、一部の社会福祉法人で、そういう方々を敬遠するところがある。 <p>よって、そのような方達と一緒に働き、一緒に地域の中で過ごす理念や感覚を是非持って頂きたい。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・はじめのところに、社会の福祉の提供ビジョンが取りまとめられというところであるが、いい方向に書いて頂いているのではないかと。ここに、我が事まるごと地域共生社会実現本部が設置されるなどと記載があるが、私達障害者分野の者にとっても、そのような社会が実現できればいいと思う。 <p>障害者の場合、障害者について本当に心を寄せて想像できるかという、難しい。障害者たちは精一杯生きているが、なかなか社会に入り込めない、受け入れられない難しさを持っているということで、自分の方からなかなかアクションを起こすということが難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設や法人から、その人達への手の差し伸べが必要ではないかと思う。 <p>例えば、声を上げたり家の戸を叩いたりする人に対しどのような対応をしたらよいか、問い合わせがあったりする。そのようなとき、支援計画を立てているところで、きちんと対応してもらえるのが一番よいが、なかなかそういうこともできない。地域包括支援センターに行ってもそこまで行き届いていないのではないかと考えているので、社会福祉法やNPO法人、小規模法人も含め、府側からの寄り添いを期待したい。</p> <p>資料1の2ページの公益事業の取組状況のところ、現況報告書からみた公益事業</p>
-----	---

利用者	<p>実施法人数が障害分野のみは約 24%とあるので、障害分野に難しさがある。</p> <p>京都府においては、農福連携を進めようとしている中で、さらに障害者たちが理解されやすい社会の構築に向けて進めていただけるとありがたい。</p> <p>また、福祉職場の職員が、将来の展望をもって仕事をできるような職場が、福祉の人材をさらに豊かにしていくと思うので、処遇改善を含め、いろいろな面から取組を進められたい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・本検討会のとりまとめは、どこに配布しようとしているのか。いろいろな団体の勉強会等で活用していただく旨の回答を聞いても、どのように使われるのかイメージできない。それをどうやって市民や利用者側に伝えていくのが一番の課題だと思う。 ・福祉というと、市民が難色を示したり、あまり身近ではない部分があるが、一番大事なものということ間違いないので、これは大きくかまえて、どんどんオープンに出すことが必要と考える。 ・現在、長岡京市社会福祉協議会を動かさせていただいているが、そこでも社協というのはあまり前面には出さず、ボランティアという形で動いている。 ・資料を見ると、課題ばかりあるが、ではそれに対して何をするのがわからない。どのようにこれからまとめていくのか、改めて聞きたいというところ。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・府民の方々にも見ていただくため、とりまとめの中に利用者・地域住民の方の福祉の向上に資するものにしていくということを早めの方に入れていただきたい。 ・京都らしさを出していただきたい。出来るだけ数字等あるものをうまく使って、そのうえでメリハリをつけていただきたい。 ・個別法が出来る前、やっぱり先駆者の方々が、まさに地域貢献という形で取り組まれたものが、今日の社会福祉への元になり、その後、法整備に伴って地域貢献が法律に基づく事業として重要になってきたと思う。 ・社会福祉法人には社会福祉法に基づき社会福祉事業+ α 福祉サービス（公益事業、個別法でいうところの有料老人ホーム、居宅介護支援事業等）をやってほしい。 ・社協の役割として言うならば、福祉の制度が複雑になってくる中で、どうしても法人間と行政との縦割りになっている。そういったものを地域でつなげていくというのが、社会福祉協議会の役割だと思っている。 <p>社協主催で市町村の職員そして市町村社協の職員さん方を対象に、地域貢献事業関係等の研修会をする等、社会福祉施設・事業等、運営される法人さんを合わせたりしているが、横のつながり、今、縦割りになっているものをひらけていくような役割をはたしていく必要があると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の社会福祉法の改正について、社会福祉法人においては、ガバナンスの部分や

社 会 福 祉 協 議 会	<p>見せる化をきっちりしていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会を発展させていくためには行政の積極的な参画が必要であるという意見に同意する。 <p>資料2の10ページのところで(2)の「ア」の「イ」で、ニーズに応じた他機関との連携・協働の中で、行政の諸機関も含めた連携について触れられてる部分があるが、連携によって効果的な物になっていくという事を、趣旨として込めて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協では、京都市からの受託で中間的就労のイメージだが、長く仕事から離れられた方に、就労の体験をつんでいただく就労準備支援の事業を(受託)している。その中では、例えば20年間引きこもり状態であった男性が、一般就労されて生活保護を自立していく、そのようなこのエネルギーというのは社会貢献として大きな物だと思うが、その活動においてケースワーカーの方から提供される個人情報を活用している。この人にはこういう風なニーズがあって、こんな風な疾病も含めた特徴があって、と関わる際にはこういう事に注意して欲しいというかなりセンシティブな事も含めて、施設の方に共有して、丁寧な支援に生かしている、という事がある。 <p>行政の参画というところで、非常に微妙なところもあるが、センシティブな事も含めて情報を効果的に活用していく、うまく提供していただくという事が大きな社会貢献を引き出していくには不可欠だと思う。</p> <p>熊本県の1年前の震災の時も、全国の施設が協力した相談支援専門委員が熊本に集まり、(障害者)手帳などにある個人情報を元に、なかなか避難所で生活できないような障害者の方をしらみつぶしに把握等をして支援にあたっていったという事例があり大きな成果もあったと思う。</p> <p>この情報の共有というところで、行政の参加、積極的な参加を含めて、地域共生社会作りみたいところに生かしていただくような意義をこのとりまとめの中に入れていただけたらと思う。</p>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・とりまとめ案の趣旨としては、これまでの議論のとおり地域共生社会を作る為にはさまざまな団体が連携共同してやっていくことが必要、ということで良いと思う。 <ul style="list-style-type: none"> ・京都市における社会福祉充実残額状況を申しあげたい。この8月に京都市社会福祉審議会の社会福祉充実計画審査専門分科会で社会福祉充実残額が生じた法人の社会福祉充実計画の審議をしているが、京都市内全体266法人あるところ、充実残額発生状況は23法人という事で約1割という状況である。 <p>23法人の充実残額の使途は、地域公益事業ではなく、社会福祉事業本体に全て活用される状況。既存施設の建て替え、修繕をするというところが一番多く、その次は職員採用とか処遇改善とか研修の充実とか、職員に関するものが2番目。3番目は施設の新設をしたり新規事業をしたりという事、4番目は車両・物品等の購入。</p> <p>今回の法改正により、法人自身が計画を策定し、充実残額の使途の「見える化」が図られたことに意味があると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方で法改正において地域における、公益的な取組をすることが社会福祉法人の責

行政	<p>務になっているため今後京都市でも取組を含めて進めていかないといけないと思っている。</p> <p>京都市においては、京都市社会福祉施設連絡協議会に参画する様々な関係団体と協議する場面もある。そういうところでいかに発信、見える化をはかっていくかというのが非常に大事だろうと思っているので、今回のとりまとめ案についても紹介させていただきながら進めていきたいと思っている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2の1ページ下から5行目で「一方、出生率は平成27年の12.5パーセントから云々」とあるが、これは「0歳から14歳の占める割合比率が」という事からというように思う。 ・5ページの方で市町村の地域福祉計画の策定状況という、すべての市町村が完了したという事で記載だが、内容として社会福祉法人の今回の改正内容は、残念ながら今回反映されている市町村は少ないのではないかと思う。 <p>人口の減少、それから少子高齢化の進展というものが、福祉の分野にとどまっているけれども、市町村で言うと町づくりというような全般の範囲に及んできている。つまり、町づくりの手法が従前だと、地域全体の均衡ある発展がうたい文句になってるが、それが今では市街化区域を中心としたコンパクトシティ、小さな町というのが構想になっている。その中でやはり従来のように、児童福祉・障害福祉・高齢福祉という縦割りのこの施策の点からも福祉の分野にとどまることは限界がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町づくりという観点から、その都市機能として福祉の資源であるとか、介護サービス事業所を市街化区域に集積させて、そこに人口を誘導して定住化をはかる、というような事が今求められてきている。こういう町づくりの観点があるので、社会福祉法人の方には地域貢献、それから複合的福祉の担い手をつなぐ「プラットフォーム」の役割を大変期待している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回から5回までの社会福祉サービスのあり方検討会で社会福祉法人等に携わる方々、委員さんに意見を頂いた。これを報告書としてとりまとめたものをどのように活用し、どうかたちで拡げていくか、理解頂くかが重要なことと思う。 ・すべての社会福祉法人に対して、すべての行政とりわけ地域福祉や社会福祉を担っている担当レベル、その他府民の方々に対して、どういう形でとりまとめ、地域の福祉という事については社会福祉法人を含めてやっていかななくてはいけないこと、報告をまとめている状況なので、それをどのように広めていくかが一番大きな要素というふうに感じている。 ・ご意見頂きながらの部分にはなるかと思うが、一緒になって拡げていく、しっかり定着させていくという部分についても考えさせて頂く。

学
識
経
験
者

- ・多岐にわたる議論を文章化してもらい、かなりレベルの高いものにして頂けた。
- ・同時にメディアでも法人のケアのあり方、内部統制、バランスの問題も取り上げられていた。内部留保があるということが問題であるということではなくて、基本的な法人のあり方としてふさわしい内部留保なり、財務のあり方、ガバナンスの内部統制のあり方がどうかと問われているかというのが、社会福祉法人自身を発展させる方向ではなく別の狙いで議論されている。
- ・非営利という言葉は(例えば「私は女ではない」と私が言っているだけのことであって、)内容を意味していない。社会福祉法人は地域の中で社会的使命を明確に担って地域を支え、事業を展開してきた。しかも、近年これが障がい者の権利条約とか子どもの権利条約とか、国際的な権利条約にかなう形で、明確に意識されていなくても、その中で事業をしてきた。社会福祉法人の持っている社会的使命を果たそうとする意欲や姿勢、蓄積について、社会的に住民が評価するということがないと、地域は崩れるのではないかと思う。
- ・ニーズ把握については社会福祉法人の魅力、強みは当事者性というか、当事者との関係性だと思う。障害のある方はじめ、いろんな方と共に事業をやってきた。福祉現場の中で、寄り添うという言葉がよく出てくるが、当事者とともに歩んできたからこそ掴めるニーズがある。地域の中でニーズをつかむ言う意味だ。社会福祉法人がつかむニーズは意味合いは当事者との関係で、寄り添ってきたからこそ、地域潜在化してきたり、隠れたニーズがつかめる。一般的に考えられる当事者団体との関係を発展させていくことより先駆的と思う。
- ・+αの事業とは住民のニーズをつかんで先駆的な事業、開発的な事業、住民生活に必要な生活を維持し、地域で暮らす上で必要な事業をやっていくという意味であり、+αというおまけとかいうことではない。
- ・先駆的な事業、開発的な事業は一法人、あるいは法人協働でやるのか、また、中期的、長期的に見たときに制度的なものにしていくのか。制度にないが、そこに必要性があるから、先駆的、開発的にまずは事業をやって、それを高めていった上でより継続していくような仕組みつくるか、もしくは制度を求めていく、などが考えられる。
- ・資料2の9ページの地域での福祉サービスの要としてというところで、地域共生社会という言葉はよく使われているが、2月の厚労省の資料の中の文言では、コンセプトとしては、共働はあっても共生にはなっていない。やっぱり共生的共働と共働的共生があって、そのところは、大事にしたいと思う。
- ・方向性と言うところでは具体的に大学とか人材養成がある。社会福祉法人と大学、短大、専門学含め養成校が人材の養成・確保について協議、議論をしていくプラットフォーム

<p>学 識 経 験 者</p>	<p>ホームを創っていく必要がある。大学は福祉学部だけ人数が減っている。福祉系は特に厳しく、ひとえに福祉の仕事の魅力を伝え切れていないといいうことがある。今の受験生は親御さんと進路指導の先生の影響をものすごく受けるので、そこを乗り越えてまで志望するということはあんまりない。</p> <p>・これを機に社会福祉の仕事の魅力、福祉の事業そのものの魅力をどう伝えていくのか共有させていただきたい。北部の人材確保養成である。京都府北部出身の学生が受験をして大学に入った後、実習に行くについて、実習費について交通費等の支援であったり、実習前のインターンシップで北部に行かせていただいている、まだ迷っている段階の学生たちがその地域に帰って実習し、この仕事をしたいと思って大学に帰って勉強する。これを京都スタイルというか、北部だけに限らず創っていく必要がある宮津に新しい研修センターができそこを拠点にしながら京都府の中で人材を市内で養成し、システムとして地域に帰っていくような流れを、積極的に作っていくような協議を今後していく、というのは、書いてあることに加えて今後取り組んでいく必要があると思っている。</p>
<p>厚 生 労 働 省</p>	<p>・社会福祉法人の役割、各機関の協働・連携などについて示されたということで、一つの指針、足がかりになるようなとりまとめ案になっているのではないかと。 関連で、今後の取組の参考として、最近の国の取組について紹介する。</p> <p>生活困窮者、生活保護制度に関しては、平成30年の通常国会への法案提出に向けて、検討しており、厚労省の審議会でも見直しに向けた議論がちょうど一巡したところ。現在、中間まとめの作業を行っているが、その議論では、社会福祉法人が生活困窮者支援を地域公益取組として行う中で、既存制度の規制との関係が不明確で取り組みにくい、様々な障害があるといった御意見等を聞いている。社会福祉法人改革の対応は、一段落しているが、社会福祉法人の方々が取り組みやすい環境を整えられるよう、細かな制度の見直しは考えていかねばならないと話している。</p> <p>社会福祉充実残額や社会福祉充実計画の話が出ていたが、厚生労働省でも、残額がどう出ているかや、社会福祉充実計画の策定状況、地域公益取組の状況を調べているところ。今後も地域貢献活動に結びつきやすいような、地域公益取組を広めるような方策を検討したい。</p> <p>来年度予算について、この間、厚労省で概算要求を発表したが、社会福祉法人のガバナンス関係では、まず、会計監査人の設置規模の検討のため、モデル事業で検証を行うというのが一つ。また、小規模法人への支援として、人事・労務管理体制の効率化・充実を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、合同面接会、人事交流等を行ったり、地域共生社会の実現に向けて、地域貢献して頂くような協働事業を要求をしている。</p> <p>地域共生関係の動きとしては、当省地域福祉課で開催していた地域力強化検討会がほぼ終わり、今後一週間目途でとりまとめが出る予定である。8月下旬に最後の検討会があり、とりまとめ案が出ているので、必要があればご覧頂きたいが、その中では、社福法人、府社協やNPOの方々の役割としては特にその連携に重きを置いて記載がなされている。また、市町村の役割としては、今年前半に社会福祉法の法改正があり、市町村における包括支援体制構築の努力義務が規定されたことを踏まえ、委託先の相</p>

厚生労働省	<p>談機関等と一緒に地域課題や地域の実情を把握する、市町村の中でそれぞれが役割を理解できるように「目指すべきまちの姿」を明らかにする、地域の状況とか活動を数値化・可視化する、といった記載が入っている。</p> <p>さらに、都道府県の役割としては、都道府県で推進する独自施策の企画立案、市町村間の情報共有の場づくり、国の役割としては、都道府県や市町村が地域づくりを推進できるような情報提供、研修機会の提供、人材育成に取り組むといった記載がある。</p> <p>今後、今年の秋をめどに、市町村が包括的な支援体制を整備するための指針を、国が告示として策定することになっており、併せて市町村福祉計画のガイドラインも見直す予定なので、注視していただければと思う。</p> <p>福祉人材に関しては、30年の介護報酬改定がどうなるかというのもあるが、一方で依然として、全体のパイが減っている中で、介護分野にどれだけ引きつけられるか、という根本的な問題がある。福祉人材の確保施策としては、まだできることがあると考えており、今後、既存施策の検証が必要。例えば、再就職準備資金の活用が進んでいないという声を聞くので、周知を行うこと等を検討している。来年度予算要求では、新規施策として、介護入門者養成研修の実施から介護施設事業所とのマッチングまでを一体的に実施し、多様な人材を確保する事業や、介護の仕事のネガティブなイメージを払拭する広報活動、先駆的・効果的な確保対策の事例収集、専門人材として入ってくる留学生を支援する事業等を要求している。</p>
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会で障害者計画の策定をしているなかで、当事者、住民の方の実感として、浸透していないということが感じられることがあった。 ・このあり方検討会のとりまとめに書かれてあるようなことが実感として、地域に感じられるようなところに繋がっていかないといけないと思う。 <p>(今後のとりまとめについて、今日の会議を踏まえた修正については座長に一任いただくことで各了解を得る)</p>
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・「町作り」自体は悪いことではないが、土台となる人材が不足している地域では、雇用が町作りで発生すると福祉人材が減少してしまう。そこからきっちり考えないとイメージを変えたり給与を上げたりするだけでは確保出来ないのが現実。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・「終わりに」に、社会福祉法人や地域住民、地域行政との協働で地域共生社会の実現に寄与するとあるが、こんな町作りが出来るということがイメージ出来る文書があればよいと思う。 ・厚生労働省が言っているのは、今まで種別ごとだったところに地域共生社会という横串を刺すということ。なので、種別にこだわらずに地域で暮らすひとりひとりの様々な福祉課題、生活課題にしっかりと柔軟にそして素晴らしいものが提供出来る、活用出来るんですよというところを目指したいと思っており、そこに社会福祉法人が貢献したいと強く思う。
(以 上)	

